

東郷町建設工事余裕期間制度試行要領

(目的)

第1条 この要領は、東郷町が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期（以下「着手日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、着手日から工事の終期（以下「完了日」という。）まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。
- (4) 発注者指定方式 発注者があらかじめ着手日を指定する方式をいう。
- (5) 任意着手方式 契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めた工事着手期限（以下「着手期限日」という。）までの間で、受注者が着手日を選択できる方式をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象となる工事は、余裕期間を設定しても工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、発注者が必要と認める工事とする。ただし、緊急性のある工事その他余裕期間制度によることが適当でないと思われる工事については、この限りでない。

(余裕期間)

第4条 発注者は、90日を超えない範囲で、余裕期間を設定することができるものとする。

2 余裕期間内における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、余裕期間内に工事（工場製作、現場での測量、資機材の搬入、仮設物の設置その他の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、設計の照査及び関係者との協議（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により受注者が余裕期間内に行う準備等は、受注者の責任において行うものとする。

5 受注者は、余裕期間内においては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の配置を要しない。

（工期の取扱い）

第5条 発注者は、発注者指定方式とした工事にあつては余裕期間、実工期及び全体工期を、任意着手方式とした工事にあつては実工期及び着手期限日を定め、特記仕様書に明示するものとする。

2 発注者指定方式を指定された工事の受注者は、発注者が定めた着手日より前に工事に着手することを希望するときは、着手日の変更について、発注者に協議を申し出ることができる。

3 任意着手方式を指定された工事の受注者は、落札決定後速やかに休日（東郷町の休日を定める条例（平成元年東郷町条例第27号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）をいう。）を除く任意の日を着手日として決定し、工事の始期届出書（別記様式）により発注者に届け出なければならない。

4 任意着手方式を指定された工事の受注者は、前項の規定により着手日を届け出た後に、着手日を変更することを希望するときは、発注者に協議を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、着手日の変更をすることはできない。

(1) 変更後の着手日が着手期限日より後の日となる場合

(2) 実工期の日数に変更が生じる場合

（契約関係の取扱い）

第6条 工事請負契約書に記載する工期は、実工期とする。

2 受注者は、東郷町工事請負契約約款の規定にかかわらず、着手日の前日までに現場代理人等通知書を提出しなければならない。

3 受注者は、着手日から起算して10日（休日を除く。）以内に、工事实績情報システム（コリンズ）に受注の登録を行わなければならない。登録にあたって契約工期は全体工期とし、技術者情報（従事期間）は実工期とすること。

4 余裕期間を設定する工事における契約保証の期間は、契約締結日から完了日までとする。

5 受注者は、着手日より前に前払金の支払の請求をすることはできない。

6 受注者は、建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を着手日以後速やかに発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（工事名）

第8条 この要領の対象工事を発注するときは、当該工事名の末尾に「（余裕期間）」を明記するものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

工事の始期届出書

年 月 日

東郷町長 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり工事の始期を定めたので届出します。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
工 事 の 始 期	年 月 日
工 事 の 終 期	年 月 日

※工事の始期については、工事着手期限までの任意の日付（休日を除く）を記載する。

※工事の終期については、工事の始期から実工期日数を加えた日付を記載する。